

豊郷町豊郷小学校旧校舎活用寄附条例施行規則

(平成20年3月27日規則第23号)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊郷町豊郷小学校旧校舎活用寄附条例（平成20年条例第16号。以下「条例」という。）に基づき、基金の積立て、管理および運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ)

第2条 条例第4条に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）の受入れは、随時行うものとする。

2 寄附金は、寄附申込書（様式第1号）または募集により受け付けるものとする。

(寄附金台帳の作成)

第3条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（様式第2号）を整備するものとする。

(寄附金の額)

第4条 寄附金は一口5千円とする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(事業の報告)

第5条 町長は、毎年度半期と通期の運用状況について、町広報等により報告するものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

[別紙参照]